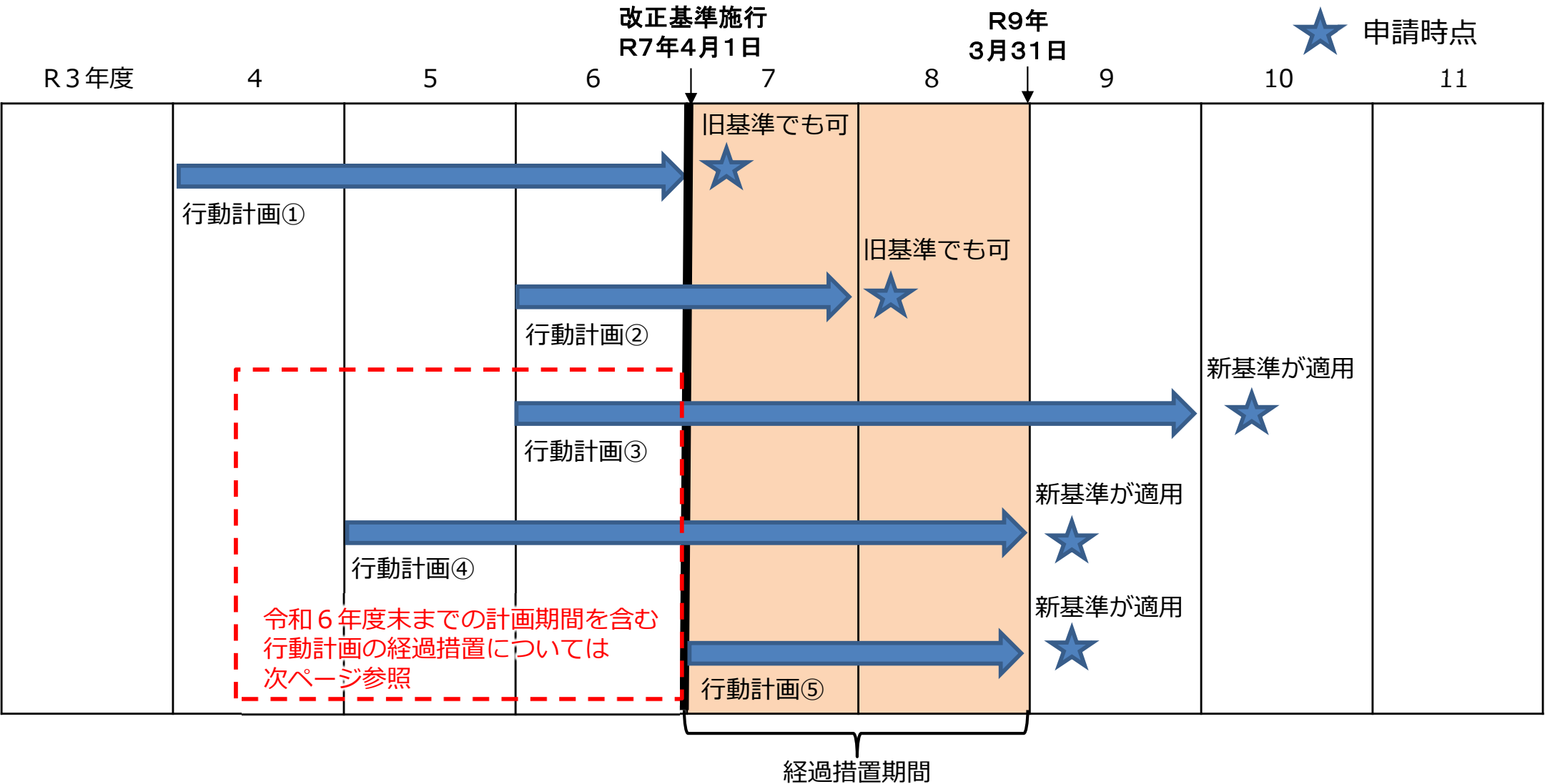


施行から2年間のくるみん認定基準の経過措置について

くるみん認定等の基準の改正（※）については、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができる。

※ 男性の育児休業等取得率等の引き上げ、育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合（75%以上）の追加等

→ 行動計画期間
★ 申請時点



※計画期間の時期にかかわらず、経過措置期間に申請を行った場合、旧基準で認定を受けることができる。